

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の進捗状況管理と実効性の向上

計画の実現にあたっては、PLAN「計画」－DO「実施」－CHECK「評価」－ACTION「見直し」のサイクルで施策・事業を推進することが重要です。

そこで、以下により、進捗状況を管理するなどしながら、計画の実効性を高めていきます。

- 各基本目標において「目指す姿」を設定し、その指標に補足指標を加えることにより、各目標の達成状況を多面的に評価できるようにします。
- 国、県の動向との関わりが深い施策・事業の実現のために、積極的に本市の考え方を要望していきます。

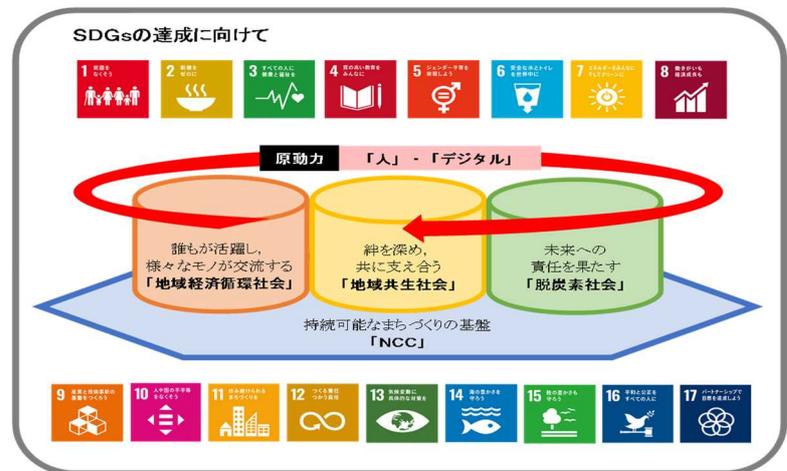
また、本計画の推進にあたっては、指標等を活用して成果と課題を検証し進行管理するとともに、学識経験者や保護者代表を含む様々な立場の方から広く意見を聴く、「学校教育推進懇談会」を毎年度開催し、施策・事業の改善などを適宜検討します。

本計画を着実に推進することで、本市学校教育の充実を図るとともに、本市学校教育の特徴やよさを、内外や幅広い世代にPRすることで、理解促進を図っていきます。

2 本計画と関連する計画や制度について

計画の実現にあたっては、「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画」等の諸計画との関連を図りながら、施策・事業を確実に展開する必要があり、本計画においては、「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画」の中で本市が目指す「スーパースマートシティ」の実現に向け、その原動力となる「人」づくりを一層推進していきます。

「スーパースマートシティ」 の構成イメージ



また、以下に示す、第4章において本計画との関係を整理した計画や制度等については、本計画と一体的に取組を進めることで、計画の実効性を高めていきます。

(1) 「小中一貫教育・地域学校園」制度について

「小中一貫教育・地域学校園」制度の経緯

制度導入，検証・見直し

本市においては、小学校から中学校への進学時に学習内容が難しくなることなどにより、学習や学校生活にうまく適応できない生徒が見られるなど、いわゆる中1ギャップが明らかになってきたため、平成19年度に「学校教育制度基本計画」を策定し、義務教育9年間を一体として捉え、児童生徒の発達の段階に応じた系統的な指導により、全ての児童生徒の学力保障と学校生活適応を目指す「小中一貫教育・地域学校園」制度を、下の三つを基本的な制度設計として実施することとしました。

○ 小・中学校を組み合わせた25地域学校園を設定

NO	中学校	小学校	NO	中学校	小学校
1	一条	西 西原 宮の原	14	国本	国本中央 国本西 晃宝
2	陽北	東 錦 豊郷南	15	城山	城山中央 城山西 城山東
3	旭	中央 築瀬 城東	16	晃陽	富屋 篠井
4	陽南	陽南 緑が丘 横川西 陽光	17	姿川	姿川中央 姿川第一
5	陽西	桜 宝木	18	雀宮	雀宮中央 雀宮東 雀宮南
6	星が丘	戸祭 昭和 上戸祭	19	鬼怒	御幸 平石中央 平石北 御幸が原
7	陽東	峰 石井 陽東	20	宝木	細谷 西が岡
8	泉が丘	今泉 泉が丘	21	若松原	五代 新田
9	宮の原	富士見 明保 姿川第二	22	上河内	上河内東 上河内西 上河内中央
10	清原	清原中央 清原南 清原北 清原東 ゆいの杜	23	古里	白沢 岡本北
11	横川	横川中央 横川東	24	田原	田原 田原西
12	瑞徳野	瑞徳野北 瑞徳野南 瑞徳台	25	河内	岡本 岡本西
13	豊郷	豊郷中央 豊郷北 海道			

網掛けは制度導入時のモデル地域学校園 (H22・23)

○ 既存の学校施設を活用した施設分離型で実施

○ 本市独自の4・3・2制カリキュラムの編成



平成24年度には制度を全市に導入し、全市一斉の取組と各地域学校園独自の活動をほぼ円滑に進められましたが、制度実施に伴う教職員の業務増加により多忙化が進むなどの状況も見られたため、平成26年度までに制度の検証・見直しを行い、平成27年度より、新たな四つの基本方針に基づく持続可能な制度として推進しました。また、その後は、小学校から中学校、中学校から小学校への乗り入れ授業の地域学校園裁量化や、本市独自に授業時数を増加させる教科の縮減など、取組の見直しを適宜行ってきました。

本制度の全市実施10年目である令和3年度には、これまでの成果と課題について検証するとともに、国の教育施策の動向等を踏まえて各取組の方向性を検討した上で、「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」との関係を整理し、令和5年度より、見直し後の制度を実施することとしました。

制度検証の総括と見直しの方向性

現行制度の総括

制度における取組は各地域学校園において着実に実施され、小・中学校の連携による義務教育9年間を通じた系統的な指導や地域の教育資源を活用した特色ある教育活動が推進され、次のような成果が見られました。

学力保障

小・中学校が連携して学力向上を目指す取組が定着し、義務教育修了段階において指導の成果が顕著であるとともに、特に教科等横断的教育活動において4（基礎期）・3（活用期）・2（発展期）の各期のまとまりを生かした指導が効果的に行われました。

学校生活適応

生活のきまり等の小・中学校が連携した指導により中1生徒の中学校生活への適応が図られたとともに、小・中学生の交流等により中学校進学への不安軽減が図られ、中1ギャップの解消に一定の成果が見られました。

教職員の相互理解

乗り入れ授業により相互理解が図られたとともに、「小中一貫の日」を活用した会議における情報交換が計画的に実施されました。

地域の教育力の活用

地域の教育力を生かした教育活動が推進され、小・中学生の地域行事への参加等により、社会性や地域への愛着が育まれました。

本制度における組織を生かした取組

一人配置職員の連携が図られ、業務負担の軽減やOJTの推進に効果的であったとともに、小・中学校が連携を図る各取組に地域学校園の枠組みが生かされ、有効でした。

見直しの方向性

現行制度の検証の趣旨、国の教育施策の動向を踏まえ、これまでの成果を生かすとともに課題の解決を図るため、次の三つを見直しの方向性として設定しました。

「第2次宇都宮市学校教育推進計画」との関係整理

本制度を「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の基盤として位置付ける旨を明確化し、本制度で実施してきた各取組を推進計画の施策・事業として設定する。

義務教育9年間の指導の系統性と学びのつながりの強化

【4・3・2の三期に係る考え方や取組の一層の明確化】

各地域学校園が目指す児童生徒像や取組の重点を明確にした上で、計画の立案、実施に加えて評価、改善を着実に実施するなどの「カリキュラム・マネジメント」を推進する。

【教職員の相互理解による指導改善の一層の推進】

乗り入れ授業や授業参観、合同授業研究会などによる相互理解の取組を、課題解決に向けた実践や教職員の指導力向上につなげる。

【幼児教育と小学校教育の接続の推進】

小学校の児童と幼児の交流、教職員の情報交換等を一層効果的に推進するため、地域学校園の枠組みなど、本制度の有効な活用について検討する。

I C Tの活用推進

G I G Aスクール構想により整備した端末及び通信環境等を活用し、小・中学生の交流活動や小・中学校の教員による合同授業研究会、会議等を効率的に実施できるよう、オンラインによる実施を取り入れる。

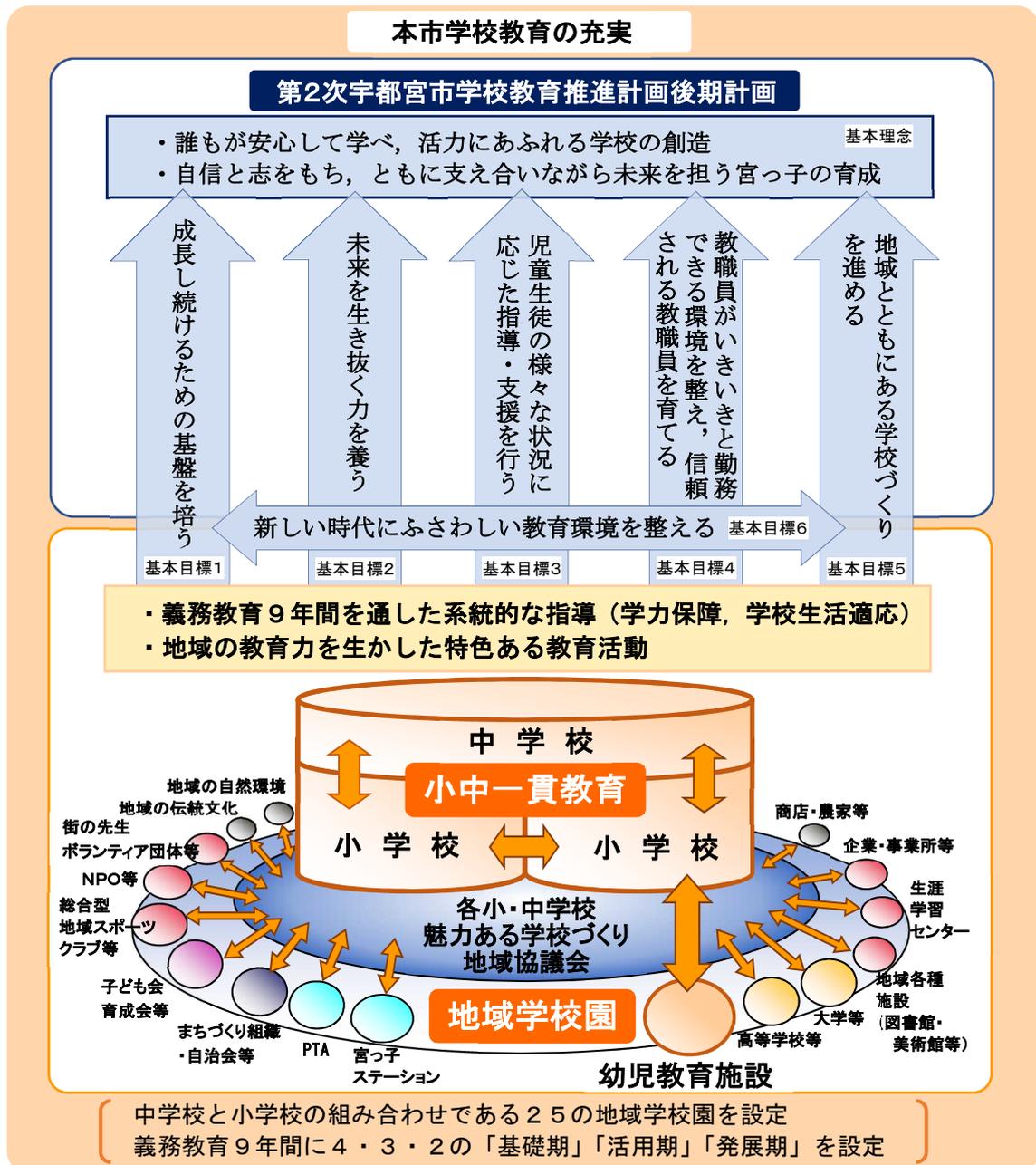
見直し後の「小中一貫教育・地域学校園」制度

見直し後の制度については、「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」と一体化を図り、令和5年度より実施します。具体的には、前述の「見直しの方向性」に基づき、「小中一貫教育・地域学校園」制度を「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」の基盤として位置付け、一体化を図ることを明確化した目的、全体構想に改めるとともに、各取組を推進計画の施策・事業として位置付けることにより、より効果的に実施できるようにします。

目的

25の地域学校園における、義務教育9年間を通した系統的な指導と地域の教育力を生かした特色ある教育活動などにより、本市学校教育の充実に資する

全体構想



組織・体制

- 運営会議（中学校長，各小学校長，地域学校園事務室長，小中一貫教育推進主任）
- 部会（「学力向上」「学校生活適応支援」「各教科等部会」など地域学校園の裁量）
- 分科会（養護教諭，学校栄養士，学校図書館司書，かがやきルーム指導員 等）
- 地域学校園事務室

各地域学校園における計画・評価

- 教育ビジョン（地域学校園全体で目指す中・長期的なテーマ）
- 最重点目標（各重点目標のうち，最も力を入れて取り組む目標）
- 各分野の重点目標（特に力を入れて解決すべき分野別の目標）
- 指標（学校マネジメントシステムや学力調査等を活用して設定し，目標の達成状況を評価する）

「小中一貫教育・地域学校園」制度の取組

① 9年間の系統性を生かした「小中一貫教育カリキュラム」の実施

- ・ 4（基礎期）・3（活用期）・2（発展期）の各期のまとまりを生かすなどし，義務教育9年間の系統的な指導の充実を図る。
- ・ 各地域学校園の児童生徒の実態等に応じて設定する「最重点目標」（下の五つの内容以外からの設定も可）に基づき，各期の終わりの児童生徒の状況を，学力調査等を活用して設定した指標により評価し，次年度の取組の改善につなげるP D C Aサイクルを推進し，カリキュラム・マネジメントの充実を図る。
- ・ 本市独自の特色ある教育活動を推進する。

各教科等のカリキュラム	教科等横断的教育活動
全ての児童生徒に学習内容を確実に習得させるため，4・3・2の各期のまとまりを生かすなどし，スモールステップによるきめ細かな指導を充実させる。	社会や地域との関わりを重視しながら，教科等横断的に学習することで，社会人としての基盤となる力，豊かな心，健康・体力など，生きる力を身に付けられるようにする。
小学校低学年の外国語活動	宮・未来キャリア教育
小学校1年生から外国語に親しめるよう，国の標準時数より授業時数を増加させて実施する。	学級活動を核とした義務教育9年間の系統的な教育や，様々な教育活動における体験活動の意図的・計画的な実施などを推進する。
郷土について学ぶ「宇都宮学」	宮っ子心の教育
郷土への愛情や誇りを育めるよう，小3・4の社会科，小5～中3の総合的な学習の時間等において，独自に作成した副読本を活用するなどし，郷土宇都宮の歴史や伝統文化，産業などについての体系的な学習を行う。	道徳科の授業を核として，体験活動や認め励ます教育，たくましさの涵養などを関連付けた意図的・計画的な指導などを推進する。
本市ゆかりの古典「百人一首」に親しむ学習	元気アップ教育
小4の国語や小6の「宇都宮学」などにおいて，「百人一首」と本市の関りを学ぶ学習や，「百人一首」の体験学習などを行う。	「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」を一体的に推進する。

② 小学校高学年における教科担任制

教員の専門性等を生かした指導により教科指導の充実を図るとともに、多くの教員による児童の見取りを進められるよう、専科教員の配置状況に応じた活用を図るとともに学級担任による授業交換を推進する。

③ 小学校6年生の進学先中学校訪問

小学校卒業を間近に控えた児童の中学校進学への期待を高め、不安解消を図ることができるよう、進学先中学校訪問を全市一斉の日を実施し、学校生活についての説明や授業参観、部活動見学などを行う。

④ 小・中学生の交流活動

異学年児童生徒や他校との交流により、他者を思いやる心やコミュニケーションの育成、小学生の中学校進学に向けた不安軽減を図るため、「合同あいさつ運動」や「地域学校園クリーン活動」、「中学校文化祭への小学校6年生の参加」、「小学校運動会への中学生のボランティア参加」などの活動を実施する。また、実施可能な地域学校園において小・中合同の冒険活動教室を行う。

⑤ 「小中一貫の日」の設定

各地域学校園の特色ある取組の推進とスケジュール調整の効率化を図るため、年間活動計画に地域学校園裁量の回数「小中一貫の日」を位置付け、会議や研修会等に活用する。

⑥ 中学校教員の小学校への乗り入れ授業

小・中学校教職員の相互理解や指導の工夫・改善を図るため、地域学校園の裁量により、中学校の教員による小学校5・6年生の児童に対する乗り入れ授業を実施する。

⑦ 地域学校園教職員研修

小中一貫教育の取組の共通理解や教職員の授業力向上、学習指導や児童生徒指導などの充実を図ることを目的として、地域学校園の実態を踏まえながら連携した研修、研究を推進する。

教職員合同研修会

地域学校園教育ビジョンへの理解を深め、実現に向けた取組を推進できるよう、全教職員が参加した研修を年1回必ず実施する。

授業力向上プロジェクト研究

研究テーマを設定した上で、授業参観や授業研究会、情報交換など、教職員一人一人の授業力向上を目指した取組を推進する。

各地域学校園児童生徒指導強化連絡会

校長、児童指導主任、生徒指導主事、事務局指導主事等による連絡会を年2回実施し、児童生徒指導に係る情報交換や取組の検討などを行う。

一人配置教職員による研修、情報交換

養護教諭、学校栄養士、学校図書館司書、かがやきルーム指導員などによる情報交換、研修、取組の共同実施などを行う。また、地域学校園事務室における研修や取組を行う。

⑧ 地域の教育力を生かした教育活動

地域等との連携を図った学習活動や学校支援を行うとともに、地域学校園の活性化を図るため、地域の教育力を生かした教育活動を推進する。

地域と連携した教育活動

地域の自然、文化、伝統などの高い価値をもつ教育資源を有効に生かすとともに、地域人材や団体等の協力・参画を得ながら、学校教育への支援の充実、教育活動の活性化を図る。

土曜授業の実施

地域の教育力を生かした教育活動を一層推進するとともに、保護者や地域住民への授業公開を通して学校の教育活動への理解を図るため、原則半日の土曜授業を全学級で実施する。なお、年間10回を上限とし、このうち1回は小・中学校それぞれの全市一斉実施日を行う。

小学校と幼児教育施設との連携

全ての小学校において、関係する幼稚園・保育所・認定こども園等と円滑で確実な情報交換を行えるような取組を推進する。

⑨ 「小中一貫教育推進主任」の設置

各中学校の小中一貫教育推進主任は地域学校園全体のコーディネートを行う。

「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」と各取組の関係

基本目標1 成長し続けるための基盤を培う

(1) 確かな学力を育む教育の推進

① 小中一貫教育カリキュラムの実施
〔各教科等における4・3・2制カリキュラム〕

② 小学校高学年における教科担任制

(2) 豊かな心を育む教育の推進

① 小中一貫教育カリキュラムの実施
〔教科等横断的教育活動 宮っ子心の教育〕

④ 小・中学生の交流活動

(3) 健康で安全な生活を実現する力を育む教育の推進

① 小中一貫教育カリキュラムの実施
〔教科等横断的教育活動 元気アップ教育〕

(4) 将来への希望と協働する力を育む教育の推進

① 小中一貫教育カリキュラムの実施
〔教科等横断的教育活動 宮・未来キャリア教育〕

③ 小学校6年生の進学先中学校訪問

基本目標2 未来を生き抜く力を養う

(1) グローバル社会に主体的に向き合い、郷土愛を醸成する教育の推進

① 小中一貫教育カリキュラムの実施
〔小学校低学年の外国語活動〕

① 小中一貫教育カリキュラムの実施
〔郷土について学ぶ「宇都宮学」〕

① 小中一貫教育カリキュラムの実施〔本市ゆかりの古典「百人一首」に親しむ学習〕

(2) 情報社会と科学技術の進展に対応した教育の推進

(3) 持続可能な社会の実現に向けた担い手を育む教育の推進

基本目標3 児童生徒の様々な状況に応じた指導・支援を行う

(1) インクルーシブ教育システムの充実にに向けた特別支援教育の推進

(2) いじめ・不登校対策の充実

⑦ 地域学校園教職員研修〔各地域学校園児童生徒指導強化連絡会〕

(3) 外国人児童生徒等への適応支援の充実

(4) 多様な教育的ニーズへの対応の強化

基本目標4 教職員がいきいきと勤務できる環境を整え、信頼される教職員を育てる

(1) 教職員の資質・能力の向上

⑥ 中学校教員の小学校への乗り入れ授業

⑦ 地域学校園教職員研修
〔教職員合同研修会〕

⑦ 地域学校園教職員研修
〔授業力向上プロジェクト研究〕

(2) チーム力の向上

(3) 学校における働き方改革の推進

基本目標5 地域とともにある学校づくりを進める

(1) 全市的な学校運営・教育活動の充実

(2) 主体性と独自性を生かした学校経営の推進

⑤ 「小中一貫の日」の設定

⑨ 小中一貫教育推進主任の設置

⑦ 地域学校園教職員研修
〔一人配置教職員による研修、情報交換〕

(3) 地域と連携・協働した学校づくりの推進

⑧ 地域の教育力を生かした教育活動
〔地域と連携した教育活動〕

⑧ 地域の教育力を生かした教育活動
〔土曜授業〕

⑧ 地域の教育力を生かした教育活動
〔小学校と幼児教育施設との連携〕

基本目標6 新しい時代にふさわしい教育環境を整える

(1) 安全で快適な学校施設整備の推進

(2) 学校のデジタル化推進

(2) G I G Aスクール構想について

G I G Aスクール構想とは

Society 5.0時代を生きる子供たちには、「未来社会の創り手」となるべく、確かな基礎学力を土台にした創造性を育む必要があります。そのため、一人一人の理解度・特性に対して個別最適化され、居住地域による格差のない公平な学びの環境を構築することが必要です。

このような中、1人1台端末の配備と高速大容量通信ネットワークを一体的に整備することにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成するとともに、これまでの教育実践と最先端のデジタルのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指すものが、「G I G Aスクール構想」です。

《 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現 》

★ 一人一人の学習状況や学習方法等に応じた「個別最適な学び」

⇒ デジタルを活用することで得られるデータを活用して、学習の状況をきめ細かに把握・分析したり、個々の児童生徒に合った多様な方法で学んだりすることができるようになります。また、情報の探索、データの処理や視覚化、レポートの作成や情報発信といった活動にデジタルを効果的に使うことで、学びの質が高まり、深い学びにつながっていくことが期待できます。

★ 互いの意見や考えを交流しながら共に学ぶ「協働的な学び」

⇒ デジタルの活用により、課題を解決する手段や方法について協働で作成・編集等を行う活動や、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など、「協働的な学び」を発展させることができます。また、デジタルを利用して空間的・時間的制約を緩和することによって、遠隔地の専門家とつないだ授業、他の学校・地域や海外との交流など、これまで実施が難しかった学習活動が可能になります。

取組の推進に向けた主な環境整備

本市においては、令和3年度からの取組の開始にあたり、主に以下のような環境整備を行いました。

○ 児童生徒1人1台端末の配備

小・中学校の全児童生徒約4万人が使用する、Google Chrome OSを搭載した1人1台端末を配備しました。また、各教室に教員用・予備用として2台配備しました。

○ 高速大容量通信ネットワーク

小・中学校94校において、普通教室及び特別教室等に無線アクセスポイント及びインターネット接続環境を整備しました。

○ ICT支援員の配置

デジタルを活用した授業支援や校務支援、教職員へのデジタル研修、端末等の保守運用管理などを行うICT支援員を、地域学校園ごとに概ね1名、合計25名配置しました。

G I G Aスクール構想の実現に向けて

G I G Aスクール構想の実現に向けた取組は、始まったばかりであり、今後長期的な展望をもって取組を進めていくことが必要です。

本計画の期間である令和5年度～9年度においては、主に以下の施策・事業に取り組むことにより、G I G Aスクール構想を着実に推進するとともに、校務のデジタル化を進めながら、教職員がいきいきと働くことができる環境づくりに努め、本市学校教育の一層の充実に取り組んでいきます。

○ 児童生徒1人1台端末の更なる活用の推進と環境整備・・・基本目標1・2・3・6

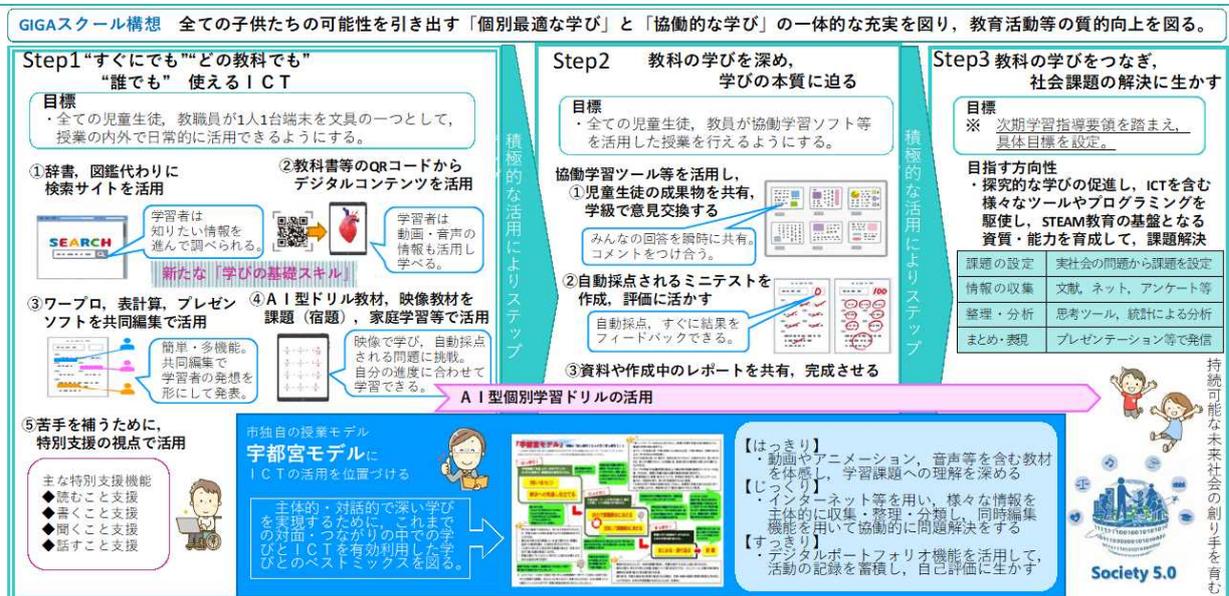
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ・1人1台端末を効果的に活用する授業づくりの研修の実施
- ・スタディログ等による学習指導の工夫・改善
- ・学習者用デジタル教科書（英語等）の効果的な活用
- ・校内ネットワークの増強と次期端末の在り方についての検討



○ 校務のデジタル化推進・・・基本目標4・6

- ・教職員人事管理システムの導入
- ・統合型校務支援システムの拡充
- ・学校デジタル連絡ツールの導入

【本市におけるG I G Aスクール構想の実現イメージ】



(3) 宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画について

日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒数は、宇都宮市内においてはここ数年横ばい状態にあるものの、多言語化、集住化・散在化の傾向にあります。外国人児童生徒等への日本語指導については、「宇都宮市学校教育推進計画」の中で取り組んできました。また、平成21年7月策定の「宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」、平成26年3月改定の「第2次宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」において、本市に住む外国人児童生徒への日本語習得や生活適応状況に応じた教育、外国人保護者が学校教育への理解を深めるための支援などの充実を図ってきたところです。さらに、平成31年3月に策定した、多文化共生社会の実現に向けた施策・事業を推進する「第3次宇都宮市国際化推進計画」において、新しい時代に対応するための取組を示し、施策・事業を進めてまいりました。これまでの取組により、外国人児童生徒の日本語や生活習慣の習得が着実に図られるなどの成果が見られています。

国においては、グローバル社会の急速な進展等により、年々増加する外国人児童生徒への教育の充実を図るため、平成30年6月に閣議決定した「第3期教育振興基本計画」において、今後5年間の教育施策として、日本語能力等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ライフステージ全体を通じて、多様な背景をもつ人々のニーズに応じた教育機会を提供するという目標が示されました。また、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」を公布・施行し、日本語教育推進法等における外国人児童生徒等教育の位置付けを行ったところです。

「宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」については、計画策定当時の所期の目標を達成したことから、「第3次宇都宮市国際化推進計画」との連携は維持するものの、外国人児童生徒教育のより一層の充実を図るため、今後は「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」の中で一体的に取り扱うこととしました。

対象とする外国人児童生徒等とは、本市に在住する次の児童生徒とします。

- 本市小・中学校に在籍する外国籍をもつ児童生徒
- 日本国籍をもつが、海外での長期生活等により日本語や生活適応指導が必要な児童生徒
- 次年度に小学校就学年齢となる外国籍をもつ子供
- 就学年齢であっても、学校に就学していない外国籍の子供

本市全ての外国人児童生徒等が、将来、社会で自立し、もてる能力を発揮するためには、学習や生活の上で必要となる日本語を確実に習得させるとともに、多様な他者と協働できる力等、様々な資質・能力を育むことが必要不可欠です。

また、外国人児童生徒やその保護者が安心して生活することができるよう、日本人児童生徒やその保護者が、異なる文化をもつ外国人への理解を深めていくための機会の充実に努めます。

そのため、次の基本理念及び基本方針に基づく取組を推進し、外国人児童生徒教育の充実に努めていきます。

基本理念

外国人児童生徒に自立して生きる力の基盤を育むとともに、安心して生活できるよう支援します。

基本方針 1

外国人児童生徒等への指導を充実します。

① 系統的な個別の指導計画等による個に応じた指導

小・中学校において、外国人児童生徒一人一人の状況に応じた個別の指導計画を作成し、系統的な日本語指導や学習指導の充実に取り組みます。個別の指導計画及び指導記録をもとに教職員が共通理解を図ることができるよう、総合訪問等の機会に授業を参観し、助言に努めます。

② 初期日本語指導教室（はばたき教室）の充実

来日間もない外国人児童生徒を集め、学校生活で最低限度必要な初期段階の日本語や学校のきまりなどの指導を集中して行う初期日本語指導教室の充実により、学校での学習や生活へ適応するための基盤となる態度や能力を身に付けさせます。

③ 日本語指導者の効果的な派遣

外国人児童生徒の日本語習得や学校生活適応の状況に応じた日本語指導者を学校に派遣し、学校の教員と連携して、授業中の説明や教科書に書かれた文章を理解できるまでの日本語能力を身に付けさせます。

④ 日本語習得状況等調査（DLAの導入）の定期的実施・分析

外国人児童生徒の小・中学校在籍数などについての調査を毎年実施するとともに、本市独自に再構成した対話型アセスメント（DLA）を活用することにより、児童生徒一人一人の日本語習得状況を客観的に把握し、きめ細かな日本語指導に生かします。

⑤ 日本語指導者研修の充実

学校に派遣している日本語指導者や日本語指導担当教員を対象とした県や市による年間3回の研修会を通して、国や県などの調査による実態把握や、学校における児童生徒への日本語指導における情報提供を行い、指導者の専門性の向上を図ります。

さらに、外国人児童生徒が在籍する学校の教員を、大学の内地留学や研修へ計画的に派遣するなどして、人材の育成に努めます。

基本方針 2

異なる文化をもつ児童生徒やその保護者が、互いの文化を受け入れていくことができるよう理解促進に努めます。

⑥ 多文化共生についての啓発

小・中学校の社会科や宇都宮学等の授業、体験活動などを通して、外国人や外国人児童生徒へ関心をもち、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる教育を推進します。

また、国際理解講座や国際理解・国際交流を促進する講座等を学校や保護者に周知し参加促進を行うことにより、多文化共生意識の醸成を図っていきます。

基本方針3

外国人児童生徒の保護者が、学校教育に関する理解を深めるための支援を充実します。

⑦ デジタルを活用した通訳翻訳支援

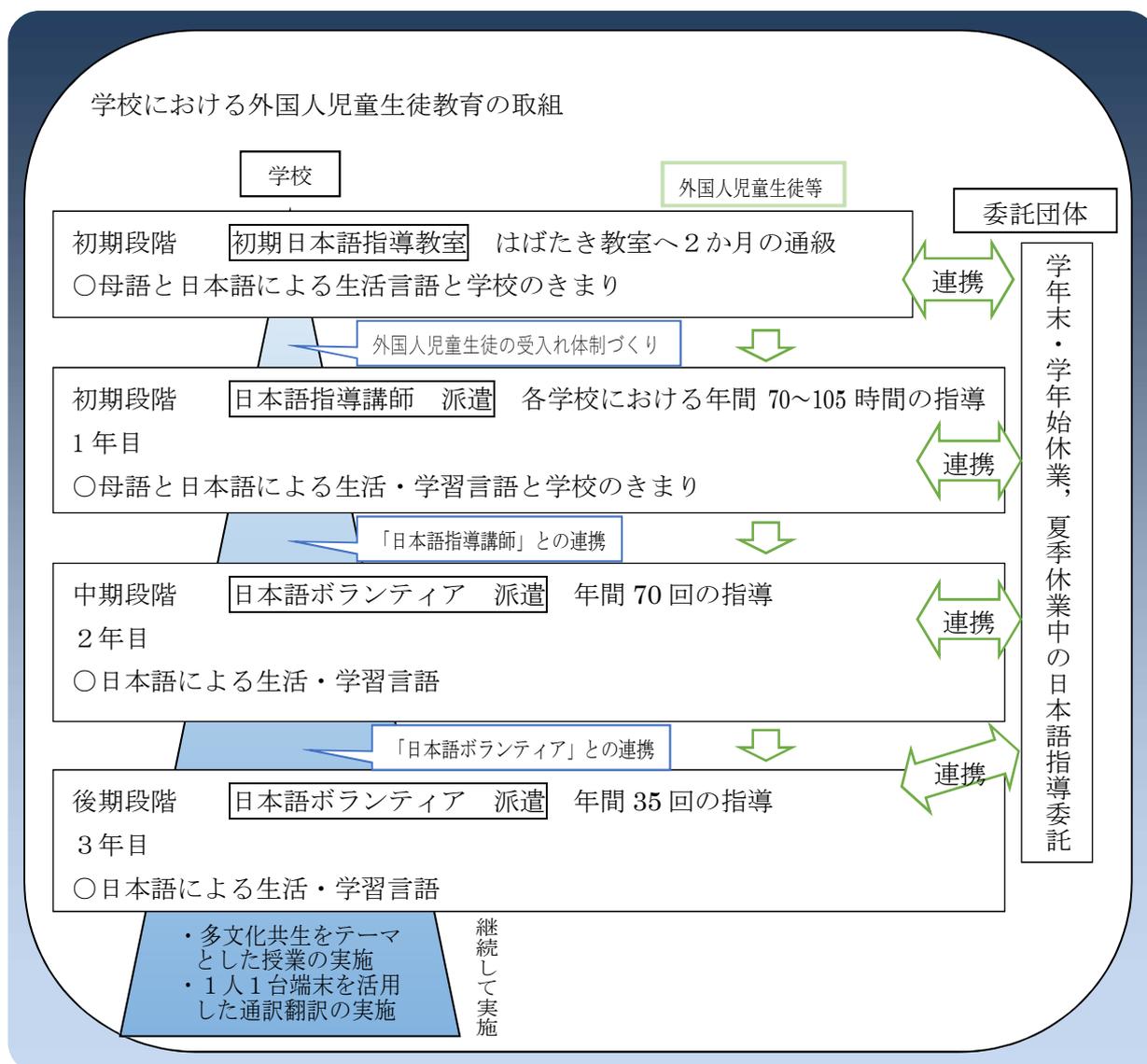
多言語化する外国人保護者に対して、学習や対人関係等の情報共有や共通理解を図ったり、必要な書類の情報を保護者と共有したりするため、デジタルを活用した通訳翻訳の支援を行います。

⑧ 宇都宮市の小・中学校ガイドブックの配付

学校教育に関する情報を必要とする保護者に対して、ガイドブックを作成し、教育委員会のホームページに掲載するとともに、学校管理課の窓口、初期日本語指導教室などの関係窓口や学校、国際交流団体等に配付することを通して、保護者が必要としている情報提供の充実を図ります。

⑨ 外国人向け広報紙等の活用

外国人児童生徒・保護者へ配付し情報提供を行うため、国際交流団体が毎月発行している外国人向け生活情報紙を、学校教育課が関係課等と連携しながら、教育情報システムに毎月掲載します。



(4) 宇都宮市学校教育スタンダードについて

「第2次宇都宮市学校教育スタンダード」の見直しについて

本市においてはこれまで、「第2次宇都宮市学校教育推進計画前期計画」を踏まえた、目指す児童生徒の姿や各学校が共通して取り組む内容を、「第2次宇都宮市学校教育スタンダード」として示すことにより、各学校における取組を推進し、本市が目指す学校教育の実現を図ってきました。

—経緯—

【宇都宮市学校教育スタンダード】

本市が目指す児童生徒の姿を明確にした上で、本市の小・中学校の児童生徒に確実に身に付けてほしい資質や能力を具体的な姿として分かりやすく示すとともに、全ての小・中学校が共通に取り組むことや、その取組を充実させるための具体的な方策、実践のポイントを明らかにするもの

(平成19年2月策定 平成21年2月一部改訂 平成24年2月改定)

【第2次宇都宮市学校教育スタンダード】

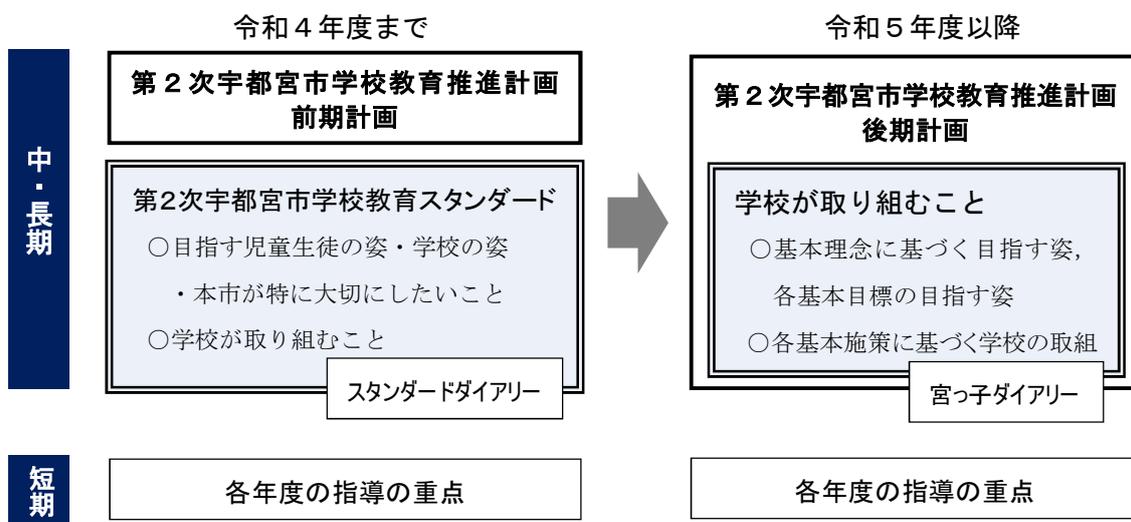
平成30年2月策定の「第2次宇都宮市学校教育推進計画前期計画」を踏まえ、「宇都宮市学校教育スタンダード」の内容を見直し、推進計画の基本理念に基づく「目指す児童生徒の姿」と「目指す学校の姿」を示すとともに、推進計画の施策・事業を踏まえて本市の小・中学校が取り組むことを明らかにするもの (平成31年2月策定)

「宇都宮市学校教育スタンダード」の策定当初と比べ、「第2次宇都宮市学校教育スタンダード」においては、「目指す姿」や「学校が取り組むこと」など、推進計画と共通の内容が多くなっています。また、毎年度、教育委員会が作成している「指導の重点」も含め、三つの資料によって学校が取り組むことを示している状況です。

そのため、今後は、「第2次宇都宮市学校教育スタンダード」を「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」と一体化させ、「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」において「学校が取り組むこと」として示すことで、情報を集約して確実に周知し、取組を促進するとともに、学校教育の充実に向けた「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」の活用を推進することとしました。

また、5年間の中・長期的な目標及び取組を示す推進計画に加えて、年度などの短期的なスパンで教育施策の動向や推進計画の進捗状況等を確認し、取組を推進することも必要であるため、これまでに引き続き、毎年度、「指導の重点」を市教委が設定し、本市学校教育の充実に向けたPDCAサイクルの推進を図ります。

-見直しのイメージ-



「学校が取り組むこと」の項目については、全体像を把握することができるよう、P.108～P.111に一覧化するとともに、第6章における各基本施策のページにも示しています。

各学校において取組や教育活動を計画・実施する際には、項目と併せて、本冊子第6章の「施策・事業の目的と内容」に示している各事業の具体的な展開を確認し、その内容を踏まえた上で、検討することが重要となります。

また、教育委員会が作成する諸計画の冊子や指導資料等、さらに、各年度の「指導の重点」を活用することも大切です。

計画の推進に向けて小・中学校が取り組むこと

目指す児童生徒の姿

自信と志をもち、ともに支え合いながら未来を担う宮っ子

基本目標1 成長し続けるための基盤を培う

目指す児童生徒の姿

- (1) 児童生徒は、主体的に学習に取り組み、周りの人たちと協力したり、デジタル機器を効果的に活用したりすることなどを通して、確かな学力を身に付けています。
- (2) 児童生徒は、自己肯定感が高く、失敗や困難を乗り越えて挑戦し続けるたくましさをもっています。また、思いやりやルールを守る心をもち、自他の生命や人権を尊重しています。
- (3) 児童生徒は、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送っています。
- (4) 児童生徒は、夢や目標をもち、自らの夢の実現に向けて努力しています。また、集団の中で自分のよさを発揮し、他と協働しながら集団や社会に貢献できるよう努力しています。

—学校が取り組むこと—

(1) 確かな学力を育む教育の推進

- 義務教育9年間の系統性を生かした指導の充実を図ります。(P. 38)
 - 「『小中一貫教育カリキュラム』を活用した指導の工夫改善」
 - 「各期の終わりの児童生徒の状況を確認し、指導改善に取り組むPDCAサイクルの充実」
 - 「授業中の学習態度や家庭学習の習慣の指導」
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。(P. 39)
 - 「『宇都宮モデル』を活用した授業改善の推進」
 - 「1人1台端末などのデジタル機器の効果的な活用」
 - 「教科等横断的な学習や探究的な学習の充実」
 - 「小学校高学年における教科担任制の推進」
 - 「習熟度別学習によるきめ細かな指導の充実」
- 教育データを活用した学習指導を推進します。(P. 40)
 - 「学力調査の結果などを活用したPDCAサイクルの構築」
 - 「AI型個別学習ドリルなどの学習履歴を活用した学習支援の充実」

(2) 豊かな心を育む教育の推進

- 「宮っ子心の教育」を推進し、認め励ます教育、たくましさを涵養する教育などの充実を図ります。(P. 43)
 - 「道徳的価値や生き方について考えを深める『道徳科』の授業の充実」
 - 「児童生徒のよさや努力を認め、励ます指導の充実」
 - 「目標を立てて挑戦し、困難を乗り越える教育活動の充実」
- 豊かな感性を育む機会の充実を図ります。(P. 44)
 - 「文化・芸術活動や自然体験活動の推進」
 - 「読書活動の推進」

(3) 健康で安全な生活を実現する力を育む教育の推進

- 「元気アップ教育」において体力向上を推進します。(P. 46)
 - 「『元気っ子健康体力チェック』の実施と活用」
 - 「『うつのみや版ミニマム』の達成に向けた取組」
 - 「『うつのみや元気っ子チャレンジ』の活用による運動機会の創出」
- 「元気アップ教育」において学校保健を推進します。(P. 47)
 - 「『歯の健康教室』の実施」「『性教育サポート事業』の実施」
 - 「心の健康に関する教育の実施」
- 「元気アップ教育」において食育を推進します。(P. 47)
 - 「給食の時間や教科等における食に関する指導の充実」
 - 「食文化の学習の推進」「『お弁当の日』の実施」
- 「元気アップ教育」において学校安全を推進します。(P. 48)
 - 「『不審者対応避難訓練』の実施」
 - 「『交通安全教室』の実施」
 - 「『災害を想定した避難訓練』の実施」

(4) 将来への希望と協働する力を育む教育の推進

- 「宮・未来キャリア教育」を推進します。(P. 49)
 - 「児童生徒による事業所等での体験活動(宮っ子チャレンジウィーク等)の実施」
 - 「『宮・未来キャリア・パスポート』の活用」
 - 「職業人や専門家等を講師とした出前授業の実施」
- 社会に参画し、協働する力を育む教育活動を推進します。(P. 50)
 - 「学級活動、児童会・生徒会活動を基盤とした、主権者教育の充実」
 - 「『地域未来会議』の実施」(中学校)

基本目標2 未来を生き抜く力を養う

目指す児童生徒の姿

- (1) 児童生徒は、英語を使って外国人とコミュニケーションを図る力や多様な文化を理解し、共生しようとする態度を身に付けているとともに、郷土・宇都宮や日本の伝統・文化に愛情と誇りをもっています。
- (2) 児童生徒は、自律した情報の使い手になるために必要となる資質・能力を身に付けています。
- (3) 児童生徒は、少子高齢社会や人権、平和、環境等の現代的な諸課題に向き合い、解決を図ろうとする学習活動を通して、持続可能な社会の実現に向けて、主体的に参加しようとする態度を身に付けています。

－学校が取り組むこと－

(1) グローバル社会に主体的に向き合い、郷土愛を醸成する教育の推進

○英語教育・国際理解教育の充実を図ります。(P. 54)

「英語によるやりとりを中心とした授業の推進」

「ALTを活用した生きた英語に触れる機会の充実」

「多様な文化に触れる学習の実施」

○郷土への愛情を育む学習の充実を図ります。(P. 55)

「『宇都宮学』の指導の充実」

「『百人一首』に親しむ学習の推進」

(2) 情報社会と科学技術の進展に対応した教育の推進

○情報活用能力を育む教育の充実を図ります。(P. 56, 57)

「デジタル・シティズンシップ(情報モラル)を育む指導の推進」

「プログラミング教育の推進」

「1人1台端末の効果的な活用」

「図書を活用して資料や情報を収集する学習の推進」

「『NIE』の推進」

(3) 持続可能な社会の実現に向けた担い手を育む教育の推進

○地域や社会、環境などについて考える教育活動を推進します。(P. 58, 59)

「『地域未来会議』の実施」(中学校)

「総合的な学習の時間などにおける地域や社会、環境等をテーマとした学習の推進」

※ 全体の「目指す児童生徒の姿」、「目指す学校の姿」は、推進計画の基本理念に基づいています。

※ 基本目標別の「目指す児童生徒の姿」、「目指す学校の姿」は、各基本目標の「目指す姿」と共通の内容です。

※ 各取組の後に示したページに、取組と対応する「施策・事業の目的と内容」の詳細を記載していますので、参照ください。



基本目標3 児童生徒の様々な状況に応じた指導・支援を行う

目指す学校の姿

- (1) 学校は、特別な支援を必要とする児童生徒の可能性を最大限伸ばすよう、個に応じた支援の充実を図っています。
- (2) 学校は、いじめの根絶や不登校の未然防止に努めるなど、児童生徒が安心して過ごせる教育環境を整えるとともに、家庭や地域、関係機関と連携・協力しながら、児童生徒の個々の状況に応じた支援を行っています。
- (3) 学校は、外国人児童生徒等に対して、自立して生きる力の基盤を育むとともに、安心して生活できるように支援しています。
- (4) 学校は、「性的マイノリティ」や家庭における虐待、貧困、ヤングケアラーなどに対し、関係機関と連携・協力しながら、多様な教育的ニーズがある児童生徒の状況に応じた支援を行っています。

ー学校が取り組むことー

(1) インクルーシブ教育システムの充実に向けた特別支援教育の推進

- 学校の組織的対応力の強化と支援体制の充実を図ります。(P. 62)
「校内支援委員会等における、ICFによる実態把握を基にした支援内容の検討と評価の計画的な実施」
- 児童生徒の特性や理解度に応じた個別最適な学びの実現を図ります。(P. 63)
「校内研修や啓発資料を基にした、1人1台端末の活用等による個に応じた指導の充実」

(2) いじめ・不登校対策の充実

- 魅力にあふれ安心して過ごせる学校づくりを推進します。(P. 64)
「『いじめゼロ運動』の推進」 「児童生徒に寄り添ったきめ細かな学級経営の推進」
「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」
「心身の健康の保持増進に係る体育・保健体育科や特別活動など、各教科等の指導の充実」
「いじめアンケート調査やQ-U等の活用による課題の早期発見・早期対応の実施」
「スクールカウンセリングマネージャー等を中心とした組織的な教育相談体制の充実」
- いじめの根絶に向けて、「各学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的な対応に取り組めます。(P. 65, 66)
「いじめの未然防止・早期発見・早期対応・組織的な対応の推進」
- 不登校児童生徒の個々の状況に応じて、「学びの機会」を保障し、将来の社会的自立に向けた支援を行います。(P. 65, 66)
「児童生徒の実態把握を踏まえた組織的・計画的な支援の実施」 「別室登校支援の充実」
「連絡手段や学習支援のツールとしての1人1台端末活用の推進」 「児童生徒及び保護者への必要な情報提供」
「適応支援教室やフリースクール等民間施設、関係機関等との連携強化」

(3) 外国人児童生徒等への適応支援の充実

- 外国人児童生徒への指導とその保護者に対する支援の充実を図ります。(P. 67, 68)
「外国人児童生徒の受入れ体制づくり」 「『日本語指導講師』との連携」 「1人1台端末を活用した通訳翻訳の実施」
- 外国人、外国人児童生徒への関心や理解を深める教育活動を推進します。(P. 67)
「多文化共生をテーマとした授業の充実」

(4) 多様な教育的ニーズへの対応の強化

- 児童生徒指導の充実を図ります。(P. 69)
「児童生徒の規範意識の醸成」 「個に応じた継続的な指導」 「学校と家庭、地域、関係機関等との連携強化」
「スクールソーシャルワーカーとの連携」 「スマホ・携帯電話等問題に対する取組の推進」
- 「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応に配慮します。(P. 69)
「『性的マイノリティ』に関する教職員の理解促進」 「学校生活の各場面における児童生徒一人一人の状況に応じた支援」
- 児童虐待、子供の貧困、ヤングケアラー対策を推進します。(P. 70)
「児童虐待や子供の貧困、ヤングケアラーが疑われる児童生徒の早期発見・早期対応」
「制服等のリユース、リサイクルの促進」

基本目標4**教職員がいきいきと勤務できる環境を整え、信頼される教職員を育てる****目指す学校の姿**

- (1) 教職員は、自己研鑽に努め、高い指導力と専門性を身に付けるとともに、強い使命感や情熱をもって日々の指導を行い、児童生徒、保護者、地域の方々から頼られる存在となっています。
- (2) 学校は、多様な専門性を有する学校スタッフを効果的に活用し、校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が力を発揮し、チームとして協力し合いながら指導にあたっています。
- (3) 学校は、デジタル機器を活用するなどしながら、業務の効率化を進めています。また、教職員は、児童生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康な状態で職務を遂行しています。

－学校が取り組むこと－**(1) 教職員の資質・能力の向上**

- 教職員の授業力、学級経営力の向上を図ります。(P. 74)
- 「校内研修の工夫」
- 「校内でのOJTによる実践研修の実施」
- 「小学校高学年における教科担任制の推進」
- 「教職員の自己研修の推進」
- 「『地域学校園教職員研修』の実施」

(2) チーム力の向上

- 多様なスタッフと連携します。(P. 77)
- 「専門性を有する支援スタッフの効果的活用」

(3) 学校における働き方改革の推進

- 業務の効率化と勤務時間を意識した働き方改革を推進します。(P. 78, 79)
- 「業務の効率化の推進」
- 「出退勤時刻の管理を通じた勤務時間の適性化」

基本目標5**地域とともにある学校づくりを進める****目指す学校の姿**

- (1) 学校や地域学校園は、「小中一貫教育・地域学校園」制度等の本市独自の教育システムを有効に活用しながら、常に教育水準の向上に努めています。
- (2) 学校は、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協働し、地域の教育力を生かした特色ある教育活動を展開しています。また、保護者や地域の声を学校評価に生かし、学校経営の改善に努めています。
- (3) 学校は、家庭や地域、幼児教育施設や企業等と連携を深めながら、目標を共有し、よりよい児童生徒の育成に向けて取り組んでいます。

－学校が取り組むこと－**(1) 全市的な学校運営・教育活動の充実**

- 地域の教育力を生かした教育システムによる教育活動を推進します。(P. 82, 83)
- 「『うつのみや学校マネジメントシステム』の活用」
- 「『魅力ある学校づくり地域協議会』の学校運営への参画の充実」

(2) 主体性と独自性を生かした学校経営の推進

- 特色ある学校づくりを推進します。(P. 84)
- 「『頑張る学校プロジェクト事業』の実施」
- 地域学校園を生かした学校運営の充実を図ります。(P. 85)
- 「一人配置教職員による連携の推進」
- 「地域学校園の最重点目標の達成に向けたPDCAサイクルの充実」

(3) 地域と連携・協働した学校づくりの推進

- 家庭・地域等とのつながりを強化します。(P. 86, 87)
- 「家庭や地域への積極的な情報発信と相互理解の推進」
- 「『街の先生活動事業』の推進」
- 「『魅力ある学校づくり地域協議会』との連携強化」
- 「幼児教育施設と小学校の連携強化」

基本目標6**新しい時代にふさわしい教育環境を整える****目指す学校の姿**

- (1) よりよい教育環境の確保を図りながら、生活様式の変化への対応やバリアフリー化の推進、脱炭素社会の実現など、多様化する社会的ニーズにも配慮された学校施設で、児童生徒をはじめ、利用者が安全・快適に過ごしています。
- (2) 1人1台端末の活用や校務のデジタル化の推進に向けた環境が整備されています。

－学校が取り組むこと－**(1) 安全で快適な学校施設整備の推進**

- 日常的な施設点検を通して、適切な維持管理を推進します。(P. 90)
- 「安全点検の実施」

(2) 学校のデジタル化推進

- デジタル環境を有効に活用します。(P. 92)
- 「校務の効率化、情報の共有化に向けたシステムやツールの積極的活用」
- 学校図書館の学習・情報センターとしての機能の充実を図ります。(P. 93)
- 「図書資料の充実」
- 「学校図書館の環境整備の推進」